

公共工事に係る県内産資材調達の実施要領

1 目的

徳島県では、県内企業の振興を図るため、平成17年から「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」に基づき、県内産資材の優先使用に取り組んできたところである。

しかしながら、県内経済は依然として厳しい状況下にあり、県内中小零細企業の受注機会の拡大や販路開拓の支援が不可欠となっている。

このため、「県内企業優先発注制度」の一層の充実・強化に向けた「新たな指針」に基づき、公共工事における県内産資材の調達強化を図ることを目的として、建設資材の県内産資材の原則使用を柱とした取組みを進めるものである。

2 取扱の柱

公共工事における建設資材については、以下のとおり取り扱う。

- ①原則、県内産資材を使用しなければならない。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ②県内企業から調達した資材を優先使用するよう努めなければならない。
- ③県産木材を積極的に使用する。

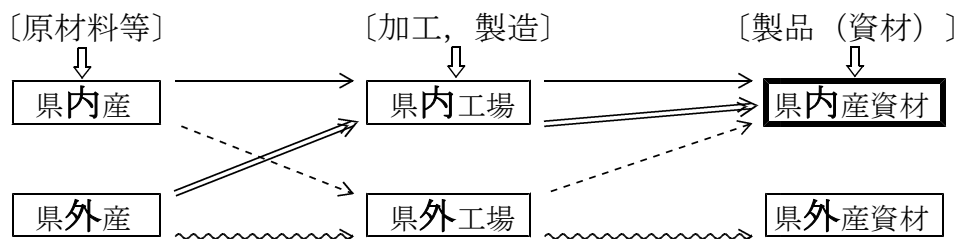
3 定義等

県内産資材・・・次のいずれかに該当する資材

- (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している資材
- (2) 徳島県内の工場で加工、製造された資材

- 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
- 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 注3 木材については、徳島県木材認証制度により県内産であることが「産地認証」されたもの。これにより難しい場合は、徳島県内の森林で育成したことが確認されたもの。
- 注4 再生砕石については、県内の再資源化施設で製造された資材を県内産資材とする。
- 注5 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- 注6 リース材は含まない。

<イメージ図>



県外産資材・・・県内産資材以外の資材

4 対象工事

県土整備部及び各総合県民局が発注する全ての土木建築工事とする。ただし、緊急に実施する工事を除く。（緊急に実施する工事とは、県民の生命・財産を守るため等の理由により、通常より、入札契約手続きの期間や一部又は全部の工種の工事期間を短縮する等の措置を行う工事とする。）

5 内容

(1) 土木工事共通仕様書に以下に示す県内産資材の原則使用等を規定

第2編材料編 2-1-3-1 県内産資材の原則使用

1. 一般事項

受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

- ①材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- ②徳島県内の工場で加工、製造された製品

注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

2. 県内産資材を使用できない場合の理由書の提出

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

※請負金額は当初請負金額とする。

第2編材料編 2-2-4-2 県産木材の使用

1. 県産木製型枠の使用

受注者は、コンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用した型枠（県産木製型枠）を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2. 工事看板等への県産木材の使用

受注者は、工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めるものとする。

3. 産地証明書類の提出

受注者は、県産木材を使用する場合は、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員へ提出しなければならない。ただし、県内の森林から直接調達するなど、「産地認証」証明書がない場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

第2編材料編 2-1-3-4 県内産再生砕石の原則利用

受注者は、再生砕石を使用する工事を施工する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

第2編材料編 2-1-3-3 県内企業調達資材の優先使用

受注者は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材(以下「県内企業調達資材」という。)を優先して使用するよう努めるものとする。なお、県内企業調達資材以外を使用する場合は、県内企業調達資材を使用しない理由を記載した書面により事前に監督員へ提出しなければならない。

(2) 材料使用承諾願に県内産資材の使用の有無等を記載

受注者は、工事着手前に提出する「材料使用承諾願」に県内産資材の使用の有無、県内産資材を使用できない場合はその理由等を記載する。

監督員は、県内産資材を使用できない理由について、受注者が別途提出する確認資料をもとに確認し、承諾する。

※「木製型枠」についても上記のとおり取り扱う。

(3) 県内産資材を使用できない理由を確認する建設資材の範囲

工事設計書において、設計単価を計上した工事目的物又は建設資材すべて(指定仮設を含み、燃料費、賃料、損料及び任意仮設を除く)。

(4) 県内産資材を使用できない理由及び確認資料(県産木製型枠を除く。)

県産木製型枠を除く建設資材について、「材料使用承諾願」の県内産資材を使用できない理由の欄には、次の①～⑤のいずれかを記載し、それぞれの理由に該当する確認資料を監督員に提出する。(①～⑤以外の理由は認めない。)

県内産資材を使用できない理由	確 認 資 料
①当該資材が県内産資材として存在しない。	県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材の県内産資材を取り扱っていない。」旨の証明書。ただし、あらかじめ県内産資材が存在しないことが明らかな物については不要(別紙-2「資材分類表」及び「徳島県県内産資材データベース」参照)。
②県内産資材はあるが、需要に見合う供給能力がない。	県内に主たる営業所を有する建設資材当該資材を取り扱う商社2社以上メーカーから「当該資材の県内産資材を調達できない。」旨の証明書。
③県内産資材の価格と設計単価の価格差が大きい。	県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上の見積書。
④資材の性能が県外産資材の方が優れている。	具体的な理由を記載した理由書及び関係資料
⑤競争性が確保できない。	県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材が1社しか県内産資材として加工製造していない。」旨の証明書。

(5) 県内産資材を使用できない理由及び確認資料(県産木製型枠のみ)

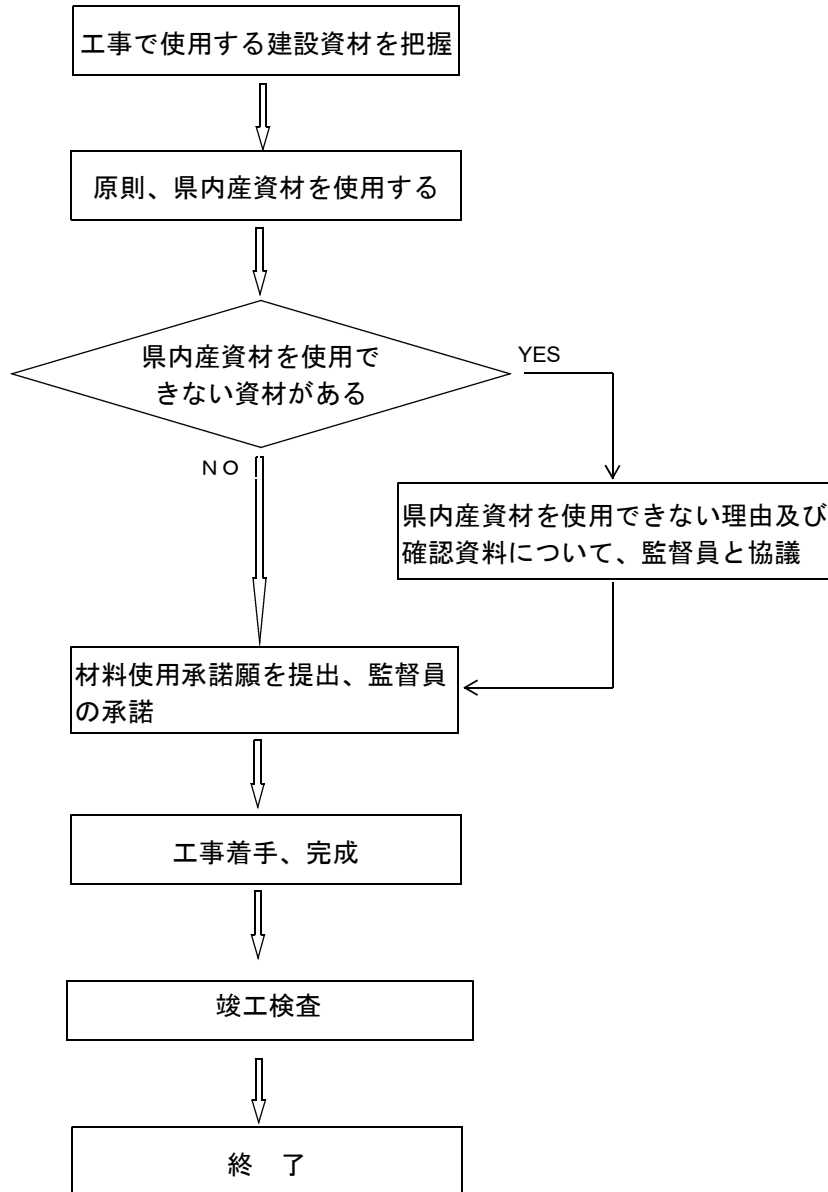
県産木製型枠について、「材料使用承諾願」の県内産資材を使用できない理由の欄には、次の⑥を記載する。(⑥以外の理由は認めない。)

県内産資材を使用できない理由	確 認 資 料
⑥在庫保有している型枠を使用する。	当面、確認資料は不要。ただし、型枠の在庫数量を材料使用承諾願に記載。

(6) 成績評定

- ・受注者は建設資材を使用するまでに「材料使用承諾願」を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ・①または⑥に該当する資材を除き、全ての建設資材に県内産資材を使用した場合は、工事成績評定の加点対象とする。
 - ・また、監督員の承諾なく、県外産資材を使用した場合は、工事成績評定の加点対象としない。
- ※「県産木材使用の工事成績評定」は継続適用。

(7) 県内産資材原則使用の基本フロー



附 則

この要領は、平成23年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

附 則（平成25年9月25日改定）

この要領は、平成25年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

附 則（平成26年1月14日改定）

この要領は、平成26年1月20日以降に材料使用承諾願を提出する工事に適用する。

附 則（平成27年12月15日改定）

この要領は、平成28年1月4日以降に材料使用承諾願を提出する工事に適用する。

附 則（令和3年4月28日改定）

この要領は、令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

附 則（令和4年3月28日改定）

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

附 則（令和5年4月1日改定）

この要領は、令和5年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。